

# 「仏暦 2552 年・酒類及び酒税率を 定める省令（第四版）」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

● 仏暦2552年・酒類及び酒税率を定める省令（第四版）

前文省略

第一項

仏暦二五四六年・酒類及び酒税率を定める省令の第二項一・一の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「一・一、ビール種 従価税 60%、従量税 純アルコール<sup>1</sup>につき100パーツ」

第二項

仏暦二五五〇年・酒類及び酒税率を定める省令（第三版）によって改定増補された仏暦二五四六年・酒類及び酒税率を定める省令の第二項二・一及び二・二の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「二・一、ホワイトリカー種 従価税 50%、従量税 純アルコール<sup>1</sup>につき120パーツ。

二・二、ブレンド種 従価税 50%、従量税 純アルコール<sup>1</sup>につき300パーツ。」

第三項

仏暦二五五〇年・酒類及び酒税率を定める省令（第三版）によって改定増補された仏暦二五四六年・酒類及び酒税率を定める省令の第二項二・四（一）の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「二・四、特別酒類（一）ブランデー 従価税 48%、従量税 純アルコール<sup>1</sup>につき400パーツ。」

第四項

本省令は官報公示日の翌日より施行する。[官報公示日は〇九年五月六日]